

平成25年度施策評価シート

| | | | |
|-------------------|---|---|------------------|
| 基本施策 | 地域における支えあいの仕組みをつくる | | |
| 総合計画での位置付け | 政策 | 2 | 「やさしさ」のあるまちをめざして |
| | 分野 | 1 | 地域福祉 |
| 主要な計画 | ・地域福祉計画 | | |
| 基本施策を実施する背景や課題・目的 | <p>・少子高齢化や核家族化の進行、独居高齢者の増加、価値観や生活様式の多様化などにより、市民の生活課題や福祉ニーズは、今後多様化するとともに増大することが見込まれる。</p> <p>・本施策は、地域の人々が互いに手をむすび、ともに支えあいながら子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる「やさしさ」のあるまちづくりをすすめるため、地域における支えあいの仕組みをつくることを目的としている。</p> | | |

1 概要

| 施策 | 目的 | 施策の内容 | 対象 | 施策の内容の目的 | これまでの取り組み | 担当部署 | | |
|---------------------------------|---|----------------------------------|-----------------|--|---|---|--|-------|
| 1 支えあう心の育成 | ・自助・共助・公助の役割分担にもとづく多様な団体の連携、地域福祉に対する意識の高揚など支えあう心の育成し、安心して生活出来る環境づくりをすすめる。 | 地域福祉体制の整備 | 市民 | 地域や団体による支援を受け、安心して生活することができる | ・地域福祉の実践部門である社会福祉協議会の運営に関する支援を行っている。 ・地域の見守りや相談といった市民に一番身近なところで活動している民生児童委員や主任児童委員の活動の支援を行っている。 | 福祉部 | | |
| | | 福祉ボランティアや市民活動団体などの育成・強化 | ボランティア団体 市民 | ボランティア | ・地域や団体による支援を受け、安心して生活することができる | ・ボランティア団体に対し、ボランティア支援センター(社会福祉協議会内)を通じ、活動費の一部の支援を行っている。 | 福祉部 | |
| | | | 全市民 | 全市民 | ・事業に対する支援等を通じ、市民活動団体が自主的に活動できる | ・市民活動団体の組織化を応援するため、自主的に団体を設立することに対し市民活動団体設立補助金による支援を行っている。 ・市民活動団体としての自立を応援するため、市民活動事業補助金により事業実施にかかる費用の一部を支援している。 ・市民活動団体登録制度を設け、登録団体の活動情報を市ホームページやラジオ等を通じ情報提供している。 | 市民活動部 | |
| | | 地域福祉に対する意識の高揚 | 市民 | 市民 | 地域や団体による支援を受け、安心して生活することができる | ・平成24年3月に策定した地域福祉計画推進のため、地域福祉懇談会や市民ワーキンググループを開催し、市民の意見を聞くと同時に意識高揚が図られるよう取り組んでいる。 | 福祉部 | |
| | | 地域住民がともに助け合い安全・安心に暮らすことのできる地域づくり | 市民 | 市民 | 市民 | ・地域での助け合いにより安心して生活することができる | ・平成25年3月に災害時要援護者支援計画を策定し、地域における支援の取り組みを図っている。 | 福祉部 |
| | | | 市民 | 市民 | 市民 | ・災害による被害を防ぐため、市民の自助・共助意識の向上を図ること。 | ・市民の自助・共助意識の向上と災害発生時の的確・迅速な避難行動等の確立を図るため、防災エキスパート育成事業を実施している。(H25新規) ・災害時要援護者支援体制の確立を図るため、災害時要援護者支援協議会を設立し、災害時要援護者支援計画を策定した。(H25.3) | 危機管理室 |
| 市民 | 市民 | | 市民 | ・地域住民が主体的に自らの地域の安全・安心なまちづくりに取り組むことができる | ・地域の主体的な活動を支援するため、町内会の運営に対し補助金を交付している。 ・市民との協働による安全・安心なまちづくりを行うため、町内会が行う防犯灯の設置や改修に要する費用の一部を支援しているほか、町内会が維持管理する防犯灯の電気料の一部を支援している。 | 市民活動部 | | |
| 女性や子ども、高齢者などに対する不当な行為を根絶する環境づくり | 女性・児童・高齢者及び障がい者 | 女性・児童・高齢者及び障がい者 | 女性・児童・高齢者及び障がい者 | 必要に応じた支援を求めることができる | ・障がい者虐待、児童虐待、DV、高齢者虐待等防止の啓発と相談窓口の周知を図っている。 ・特に女性については、女性相談員、子どもについては、家庭児童相談員を設置している。 | 福祉部 | | |
| | 全市民 | 全市民 | 全市民 | ・DVや虐待などについて正しく理解することができる | ・人権講演会やパネル展の開催を通じ、全体的な人権尊重理念の普及啓発に努めるとともに、人権だよりを発行し、女性や子ども、高齢者、障がい者などに対する人権問題について取り上げ、個別の人権問題に関する知識の啓発を行っている。 | 市民活動部 | | |

| | | | | |
|---|------------|--|---|-------|
| | | | <p>人権に関する教育や普及啓発</p> <p>全市民</p> <p>・人権について正しく理解することができる</p> <p>・人権講演会、パネル展の開催、人権だよりの発行、人権標語の募集(H23)と標語の啓発活動への活用、リーフレットや啓発物品の配布を通じ、人権尊重理念の普及啓発を行っている。</p> | 市民活動部 |
| | | | <p>成年後見制度の活用に対する支援</p> <p>成年後見制度の対象者</p> <p>・対象者の権利や財産等を保護することができる</p> <p>・成年後見制度の啓発と申し立ての支援を行っている。 ・親族等による申し立てが期待できない高齢者等に対する支援として市長申し立てを行っている。 ・後見人の報酬等が支払いできない被後見人への費用の助成を行っている。</p> | 福祉部 |
| | | | <p>罪を犯した人の社会復帰や再犯防止に対する支援</p> <p>罪を犯した人</p> <p>・罪を犯した人が社会復帰することができる</p> <p>・高山更生保護司会、高山更生保護女性会の活動の支援を図っている。</p> | 福祉部 |
| | | | <p>心配ごとなどに関する相談の実施</p> <p>市民</p> <p>・市民生活における不安を解消することができる</p> <p>・全地域における心配ごと相談所の設置や、福祉課窓口にて市民生活総合相談窓口を設置することにより、市民の多岐にわたる相談の窓口となり、市民生活における不安の解消に取り組んでいる。 ・無料法律相談所を開設している。</p> | 福祉部 |
| | | | <p>結婚活動への支援</p> <p>結婚を希望する者</p> <p>・結婚することができる</p> <p>・全地域における結婚相談所の設置や、結婚支援イベントの実施により、結婚活動支援に取り組んでいる。 ・飛騨地域三市一村による結婚支援ポータルサイトを開設し、結婚支援活動に取り組んでいる。</p> | 福祉部 |
| | | | <p>事業参加者</p> <p>・結婚を希望する男女の出会いの機会を提供し、成婚に結び付ける。</p> <p>・飛騨地域三市一村で結婚支援事業について連携協定を締結し、この協定に基づき結婚相談所登録情報を共有し、三市一村共同運営による会員専用ポータルサイトを開設している。</p> | 企画管理部 |
| 2 | 拠点となる施設の整備 | <p>各種地域福祉活動の拠点となる施設を整備するとともに、日常生活における移動の制約を軽減する</p> | <p>地域福祉活動の拠点となる施設の整備</p> <p>市民</p> <p>・目的に応じた施設の利用やサービスを受けることができる</p> <p>・地域福祉活動の拠点となる市の福祉施設を、継続的に有効活用できるよう維持修繕・改修事業を行っている。 ・障がい者福祉の充実を図るため、(社福)飛騨慈光会が行った障害者更生施設整備費用及び高齢者福祉の充実を図るため、(社福)清徳会が行った特別養護老人ホーム整備費用について助成を行っている。</p> | 福祉部 |
| | | <p>交通弱者の移動手段の確保</p> <p>交通弱者</p> <p>・すべての市民の移動にかかる制約を減らし、日常生活における制限を減少させることで、市内のどこに住んでいても、同じ市民として最低限の移動サービス水準を確保できるようにする。</p> <p>・平成23年度に公共交通を再編し、地域福祉活動の拠点となる施設にも移動できる1乗車100円の自主運行バスとして「のらマイカー、まちなみバス」を運行している。</p> | 企画管理部 | |

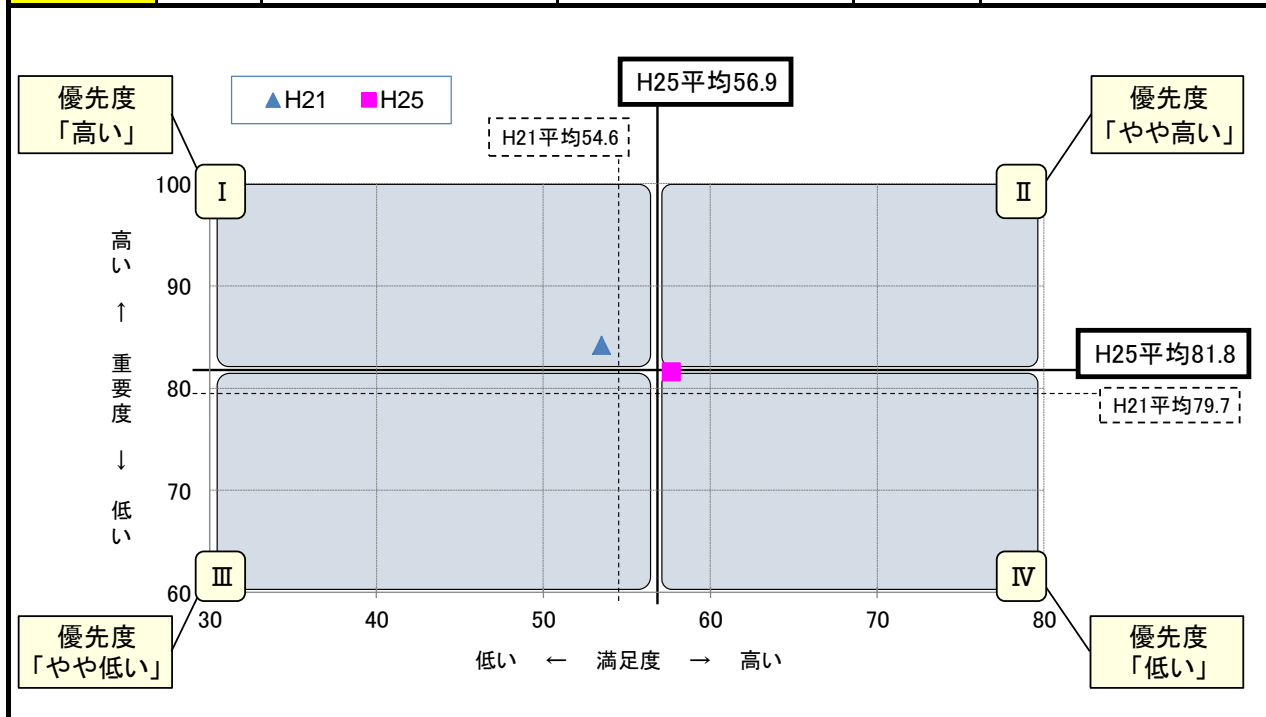
2 指標の推移

| 指標名 | 単位 | 関連 施策 | 好まし い 方向 | H21 | H22 | H23 | H24 | 目標 | 指標値の把握方法 目標値設定の考え方 |
|----------------------|----|------------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---|
| 市民活動支援補助金交付団体件数 | 団体 | 1-イ | → | 9 | 9 | 5 | 5 | 10 | ・補助金交付件数 ・新規団体登録目標数 (10団体/年)と同様の設定 |
| 市民活動団体登録数 | 団体 | 1-イ | ↑ | 87 | 102 | 104 | 114 | 130 | ・市への登録団体数 ・これまでの登録団体数の推移を踏まえて設定 |
| 地域福祉懇談会開催件数 | 回 | 1-ウ | ↑ | — | 63 | 0 | 3 | 21 | 各地域1回実施 |
| 防災エキスパート育成事業参加者 | 人 | 1-エ | ↑ | - | - | - | - | 400 | ・育成研修会参加者数 ・単位町内会1~2名程度の参加 |
| 市民生活総合相談窓口相談件数 | 件 | 1-オ 1-ケ | → | — | — | 501 | 493 | 500 | 実績に基づく推計 |
| 民生児童委員相談件数 | 件 | 1-オ 1-ケ | → | 8,529 | 7,817 | 6,225 | 6,494 | 6,500 | 実績に基づく推計 |
| 女性相談件数 | 件 | 1-オ 1-ケ | → | 134 | 153 | 119 | 152 | 150 | 実績に基づく推計 |
| 家庭児童相談件数 | 件 | 1-オ 1-ケ | → | 455 | 410 | 315 | 365 | 350 | 実績に基づく推計 |
| 高齢者権利擁護相談件数 | 件 | 1-オ 1-ケ | → | 409 | 756 | 953 | 1,725 | 1,800 | 実績に基づく推計 |
| 人権講演会の実施 | 回 | 1-オ 1-カ | → | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | ・開催回数 ・400人収容のホールで 年1回の開催が人口規模から 適当であると考えて設定 |
| 人権だよりの発行 | 回 | 1-オ 1-カ | → | - | 16 | 4 | 12 | 12 | ・発行回数 ・11の人権テーマを紹介 するには月1回の発行が 適当であると考えて設定 |
| 結婚相談所、結婚支援イベント参加者成婚数 | 組 | 1-コ | ↑ | 2 | 0 | 2 | 3 | 6 | 飛騨地域3市1村広域化 取組による増 |
| 福祉センター利用者数 | 人 | 2-ア | ↑ | 151,682 | 152,063 | 142,657 | 156,182 | 160,000 | 実績に基づく推計 |
| 1便あたり平均利用者数 | 人 | 2-イ | ↑ | - | - | 3.1 | 3.8 | - | ・前年度より利用者数を 増やす |
| 延べ利用者数 | 人 | 2-イ | ↑ | - | - | 179,882 | 173,611 | 200,000 | ・市民1人につき平均2回 以上乗車 |

| 担当部局 | 補足説明 |
|-------|---|
| 福祉部 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉懇談会開催回数は平成22年度は、第2期地域福祉計画策定のため、市内21地域で3回実施したものの。 ・高齢者が増加していることや、地域包括支援センターが市民に認識されてきたことにより、権利擁護に関する相談件数が増加している。 |
| 危機管理室 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災エキスパート育成事業については、H25から実施(参加予定者数 400人) |
| 市民活動部 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権だよりの発行は、平成22年度開始。平成22年12月～23年3月まで週刊、平成23年度12月から毎月発行している。 |
| 企画管理部 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併後、地域ごとに運行形態、料金体系が異なり、地域間格差が生じていたが、平成23年3月に高山市地域公共交通戦略を策定し、新しい公共交通体系を構築した。そのため、平成22年以前の指標なし。 ・効率的、効果的な運行とするため、1便あたりの平均利用者数が1人未満となっている便についてデマンド化や廃止などを実施したことにより、1便あたりの平均利用者数が増加している。 |

3 市民アンケートの結果

| | | 現在の「満足度」 | | 今後の「重要度」 | | 市民満足度を高めるために改善等を行う優先度 | |
|-------------|----|-------------|----------------|-------------|----------------|-----------------------|----|
| H21 (前回) | 点数 | 53.5 | (平均) (54.6) | 84.2 | (平均) (79.7) | I | 高い |
| | 順位 | 43施策中 26 番目 | | 43施策中 15 番目 | | | |
| H25 (今回) | 点数 | 57.7 | (平均) (56.9) | 81.6 | (平均) (81.8) | IV | 低い |
| | 順位 | 42施策中 22 番目 | | 42施策中 24 番目 | | | |



※「満足度」、「重要度」・・・まちづくり市民アンケートに対する各項目の回答件数をもとに点数化した数値

$$\text{満足度} = \frac{(\text{満足}) \times (50) + (\text{やや満足}) \times (25) + (\text{やや不満}) \times (-25) + (\text{不満}) \times (-50)}{(\text{回答数}) - \{(\text{分からない}) + (\text{無回答})\}} + 50$$

$$\text{重要度} = \frac{(\text{重要}) \times (50) + (\text{やや重要}) \times (25) + (\text{あまり重要でない}) \times (-25) + (\text{重要でない}) \times (-50)}{(\text{回答数}) - \{(\text{分からない}) + (\text{無回答})\}} + 50$$

※市民満足度を高めるために改善等を行う優先度

| | | |
|--------------------------|---|----------------|
| 「満足度」が平均未満で「重要度」が平均以上の施策 | → | I 優先度が「高い」 |
| 「満足度」が平均以上で「重要度」が平均以上の施策 | → | II 優先度が「やや高い」 |
| 「満足度」が平均未満で「重要度」が平均未満の施策 | → | III 優先度が「やや低い」 |
| 「満足度」が平均以上で「重要度」が平均未満の施策 | → | IV 優先度が「低い」 |

4 一次評価(担当部局による評価)

| 担当部局 | | 危機管理室 | |
|----------|----------------------------------|--|---|
| 施策 | 施策の内容 | 七次総合計画における検証(成果や課題) | 今後の方向性 |
| 支えあう心の育成 | 地域住民がともに助け合い安全・安心に暮らすことのできる地域づくり | <ul style="list-style-type: none"> 市民の自助・共助意識向上のため防災エキスパートの育成を推進する必要がある。 災害時の要援護者支援体制を確立するため、町内会や民生児童委員などによる平常時の見守り活動に加え、避難支援者を町内会の班単位といった近隣の方を基本とすることにより、見守り体制の拡充を図った。 災害時要援護者の個別支援計画の策定を推進していく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 防災エキスパート育成事業を継続的に実施していくことにより、市民の防災意識の向上と地域の防災力の強化を図る。 要援護者の避難支援は、自助・地域(近隣)の共助を基本とし、災害時における市民初動体制を確立していく。 「防災」という切り口から平常時の地域の絆(ソーシャルキャピタル)を強めることに寄与する。 |
| 総括 | | <ul style="list-style-type: none"> 市民アンケートにおいては、施策に対してある程度の満足感が得られている一方、施策全体の中における重要度の順位は低下している。 「自分の命は自分で守る(自助)」、「自分たちの地域は自分たちで守る(共助)」意識の向上を図るという視点から、平時から行政が「公助」として「自助・共助」の強化に積極的に関わりながら、災害時に主体的に行動できる市民の育成に努めるため、防災エキスパート育成事業や災害時要援護者支援体制の整備に取り組む必要がある。 | |

| 担当部局 | | 企画管理部 | |
|------------|--------------|---|--|
| 施策 | 施策の内容 | 七次総合計画における検証(成果や課題) | 今後の方向性 |
| 支えあう心の育成 | 結婚活動への支援 | <ul style="list-style-type: none"> H25年度から飛騨地域三市一村での結婚支援事業についての連携協定、共同運営による会員専用ポータルサイトの開設、合同イベントの開催などにより、事業の広域化(出会いの場の拡大)、利用者の利便性向上などを図ったため、今後効果を測定する。 | <ul style="list-style-type: none"> 事業の効果分析を行い、より効果的な支援方法等について検討をすすめるとともに、飛騨地域で連携を取りながら支援体制の充実を図る。 |
| 拠点となる施設の整備 | 交通弱者の移動手段の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村合併後、地域ごとに運行形態、料金体系が異なり、地域間格差が生じていたが、市内のどこに住んでいても、同じ市民として最低限の移動サービス水準を確保するよう平成23年3月に高山市地域公共交通戦略を策定し、新しい公共交通体系を構築した。 | <ul style="list-style-type: none"> 高山市の公共交通を持続的に発展させるため、交通事業者、市民、行政の三者で協働して守り、育てていく。 そのためには市民との意見交換や市民参加型の利用促進策を図ることにより地域公共交通に対する理解を深めてもらうことが必要であり、目標に対する評価・検証の結果を地域へもフィードバックしていくなど、地域公共交通について考えてもらう機会を創出していく。 |
| 総括 | | <ul style="list-style-type: none"> 飛騨地域三市一村の連携などによる結婚活動への支援、「のらマイカー、まちなみバス」の運行による交通弱者の移動手段の確保が、地域における支えあいの仕組みづくりに寄与している。市民アンケートの結果、満足度を高めるために改善等を行う優先度は低い状況であるが、今後は、さらに効率的かつ効果的に実施できるよう、適宜事業内容の見直しを図りながらすすめていく必要がある。 高山市の公共交通を持続的に発展させるため、交通事業者、市民、行政の三者で協働して守り、育てていく。 そのためには市民との意見交換や市民参加型の利用促進策を図ることにより地域公共交通に対する理解を深めてもらうことが必要であり、目標に対する評価・検証の結果を地域へもフィードバックしていくなど、地域公共交通について考えてもらう機会を創出していく。 | |

| 担当部局 | | 市民活動部 | |
|----------|--|--|--|
| 施策 | 施策の内容 | 七次総合計画における検証(成果や課題) | 今後の方向性 |
| 支えあう心の育成 | 福祉ボランティアや市民活動団体などの育成・強化 | <ul style="list-style-type: none"> 市民活動応援指針に基づき、市民活動団体の設立や事業実施に際し補助金を交付することにより、主体的な取り組みを行おうとする団体を支援することができた。 市ホームページやFM放送、市民活動フォーラムなどを通じ、市民に多くの市登録市民活動団体の活動情報の提供を行うことができたが、更なる情報発信や市民活動団体の交流を図るため、新たな市民活動拠点の検討が必要となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> 更なる取り組みを支援するための新たな支援制度の検討を行う。 市民活動拠点「ぶらっとルーム」の運営状況や効果の検証、市民活動団体との意見交換を行い、新たな活動拠点の検討を行う。 市民活動情報の発信支援を行う、NPO法人等との連携を図る。 地域との協働を促進することによって、市民活動団体等の育成、強化を図る。 |
| | 地域住民がともに助け合い安全・安心に暮らすことのできる地域づくり | <ul style="list-style-type: none"> 町内会が行う防犯灯の設置や改修等に対する支援制度を創設(H24)するなど、地域の取り組む安全・安心なまちづくりに対する支援策の拡充を図った。 協働によるまちづくりをすすめるため、地域基幹組織関係者等と議論を始めたところであるが、協働のまちづくりに向け市民の意識向上を図る必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 町内会に対し、支援制度の周知を図る。 協働のまちづくりに向け、地域にあった仕組みづくりを行うため、各地区における議論をすすめる。 モデル地区において具体的な取り組みをすすめる。 |
| | 女性や子ども、高齢者などに対する不当な行為を根絶する環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> 全体的な人権尊重理念の普及啓発に努めるだけでなく、個別の人権問題についても引き続き啓発が必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、全体的な人権尊重理念の普及啓発に努め、女性や子ども、高齢者等個別の人権問題についても意識を高められるよう、啓発を行うとともに、事例や相談窓口等の情報について、各種媒体を用いて紹介する。 |
| | 人権に関する教育や普及啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 社会情勢の変化により、さまざまな人権問題が新たに生じている。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、全体的な人権尊重理念の普及啓発に努め、市民1人ひとりが折りに触れ人権問題についての意識を高められるよう、個々の人権問題についての事例や相談窓口等の情報について、各種媒体を用いて紹介する。 社会情勢の変化により生じる新たな人権問題について、柔軟に対応しながら、継続的に取り組む。 |
| 総括 | <ul style="list-style-type: none"> 人口減少や少子高齢化、市民ニーズの多様化に対応するとともに、地域コミュニティの重要性を再認識し、市民活動や町内会活動等に対する支援を通じて、協働のまちづくりを推進する。 各団体の取り組みがより効果的なものとなるよう、市民活動団体間の情報共有や連携をすすめるため、市民活動団体のネットワーク化に向けた取り組みが必要である。 社会情勢の変化により新たな人権問題も生じており、今後も全体的な人権尊重理念の普及啓発に取り組むことは重要である。また、個別の人権問題に対する理解を深め、それによって女性・子ども・高齢者などに対する不当な行為を許さない気運の醸成を図る。 | | |

| 担当部局 | | 福祉部 | |
|----------|----------------------------------|--|--|
| 施策 | 施策の内容 | 七次総合計画における検証(成果や課題) | 今後の方向性 |
| 支えあう心の育成 | 地域福祉体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会に対する人件費補助の実施により、社会福祉協議会の活動体制の支援を図った。 ・民生児童委員、主任児童委員に対する活動交付金により、支援を図った。 ・民生児童委員、主任児童委員に求められる業務内容は年々多くなっていくため、市との情報共有のあり方や効果的な活動支援の検討が必要となっている。 ・民生児童委員は地域福祉推進に重要な役割をはたしているが、3年に1度の改選期にはなり手が | <ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員、主任児童委員の活動の支援のありかた、方法を検討し、更なる支援を図る。 |
| | 福祉ボランティアや市民活動団体などの育成・強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア支援センター(社会福祉協議会内)に対する補助金交付により、東日本大震災時に被災地に向け物資の発送やボランティア派遣を行った。 ・平常時においても各種ボランティア団体の活動の支援を行った。 ・ボランティアの継続的な確保を図ることが必要となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの確保、育成のため、社会福祉協議会と連携し取り組む。 |
| | 地域福祉に対する意識の高揚 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年3月の地域福祉計画策定に当たっては地域福祉懇談会を通じ、様々な市民の意見を聞いた。 ・地域福祉や計画の進捗などを含め議論する場として、市民ワーキンググループを組織した。 ・計画策定後は、地域福祉懇談会が一部地域での実施にとどまり継続的に市民の意見が捉えられていない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民ワーキンググループの活用と地域福祉懇談会の実施により、市民の意見を聞き議論することにより、地域福祉の高揚を図る。 |
| | 地域住民がともに助け合い安全・安心に暮らすことのできる地域づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年8月に、町内会、消防団、障がい者団体、障がい関連事業者等関係団体からなる協議会を設置し、平成25年3月に災害時要援護者支援計画を策定した。 ・地域における具体的な支援の仕組みづくりが課題となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・協議会での議論や町内会等関係機関と連携し、災害時要援護者ごとの支援の仕組みづくりを行う。 |
| | 女性や子ども、高齢者などに対する不当な行為を根絶する環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待、児童虐待、DV、高齢者虐待等防止の啓発と相談窓口の周知、警察を含む関係機関との連携による支援を実施している。 ・個別案件の複雑化など、増加する困難事例への対応が課題となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・虐待の社会背景を把握した上での予防策の研究とその実施、高山市としての相談体制の強化や、関係機関との連携を図る。 |
| | 成年後見制度の活用に対する支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・市長申し立てによる成年後見の申し立てや低所得者の被後見人への報酬に対する費用を市が負担することで、財産の管理が困難な障がい者や認知症高齢者の支援につなげている。 ・受け皿となる後見人の育成が課題である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・制度に係る情報提供や啓発、関連事業者及び医療機関と連携を行い、適切な制度の活用を図る。 ・成年後見の受け皿となる後見人の育成を図る。 |

| | | | |
|-------------------|--|---|--|
| | <p>罪を犯した人の社会復帰や再犯防止に対する支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・罪を犯した人の社会復帰を支えている高山更生保護司会に対する補助金交付により、罪を犯した人の社会復帰や再犯防止に対する支援を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護司会への補助金交付による活動支援に加え、活動の場の確保など、保護司会の活動を通じ支援を図る。 |
| | <p>心配ごとなどに関する相談の実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・高山地域では週2回、支所地域では月1回の心配ごと相談所を開設した。 ・福祉課窓口にて市民生活総合相談窓口を設置し、毎日市民の相談を行った。 ・弁護士による専門的な対応を行うため、無料法律相談所を開設している。 ・様々な市民ニーズにより相談内容が複雑化しているため、柔軟に取り組む必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談内容の分析により、相談業務の効果的な実施を図る。 |
| | <p>結婚活動への支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・高山地域では週1回、支所地域では月1回の結婚相談所を開設した。 ・民間のボランティア団体等と共に、結婚支援イベントを実施した。 ・相談所、イベントとも参加者の範囲が限られているため、登録者及び参加者を増やすため、広域的な取り組みが必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度からスタートした飛騨地域三市一村の連携による結婚相談の広域化や結婚ポータルサイト運営を行い、引き続き結婚活動への支援を行う。 |
| <p>拠点となる施設の整備</p> | <p>地域福祉の拠点となる施設の整備</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動の拠点となる市の福祉施設を、継続的に有効活用できるよう維持修繕・改修事業を行った。 ・施設が老朽化しており、修繕・改修が必要な施設が増えている。 ・福祉施設の利用に対する市民のニーズが増加している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民が快適に利用するため、必要な管理を適切に行う。 ・計画的な改修による施設の長寿命化に努める。 ・新たな施設の建設について検討する。 |
| <p>総括</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市民の生活全体における不安や、障がい者・高齢者・児童・女性等の特定案件の増加は、市民の生活上の不安や心配ごとが依然として大きい事を示している。 ・民生児童委員や地域の福祉センターの役割は今後一層大きくなると考えられる。 ・各種相談所や相談員の設置を行うとともに、関係機関との情報共有や連携を強化することで、市民の不安解消、改善を図り、地域における支えあいのまちづくりに取り組む。 | | |

5 二次評価(企画課、総務課、財政課評価)

| 課題 | 今後の方向性 |
|--|---|
| <p>主な課題としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の自助・共助意識の向上が十分には図られていない。 ・協働のまちづくりに向けた市民意識の向上が十分には図られていない。 ・災害時要援護者に対する具体的な支援の仕組みが整っていない。 ・市民の生活上の不安や心配ごとなどが、依然として大きい。 <p>といったことが上げられる。</p> | <p>市民アンケートの結果、施策に対する現在の満足度がやや高く、今後の重要度がやや低い状況にあるが、今後は地域における支えあいが増え重要になってくることから、地域福祉計画に基づき、「おもいやり・支えあいで安心して暮らせるまちづくり」、「さまざまなサービスが利用しやすい仕組みづくり」、「誰もが地域活動に参加するまちづくり」を進めていく必要がある。</p> <p>特に、自助・共助、協働のまちづくりなどについての市民意識の向上を図るとともに、災害時要援護者に対する具体的な支援の仕組みを早期に整備する必要がある。</p> |

6 外部有識者の評価・意見

| 七次総合計画における検証に対する評価・意見 |
|--|
| <p>・「支え合い」という共通テーマの下で、各部が多様な施策を展開しており、企画管理部の2件をはじめとして中には支え合いとの関係性が薄い(配下の施策の貢献度をはかり、比較するのは適切でない)ものも含まれている。</p> <p>・また、多くの取り組みが団体への補助金と普及啓発となっており、テーマ的に成果が上げづらい取組であることを考慮しても、指標の推移をみる限り順調とは言い難い。加えて、投資額(事業費決算額)が少なくないことから費用対効果が悪いことについて自己評価による指摘がない。</p> |
| 今後の方向性に対する評価・意見 |
| <p>・「支え合い」という共通テーマの下で、各部が多様な施策を展開しているが、企画管理部の2件や人権関係等支え合いとの関係性が薄く、地域における支え合いの仕組みで目指すことを再定義し、その実現に即した取組のみを配下に置く等、括り直しが必要。</p> <p>・地域における支え合いの仕組みが地域での自助・共助の仕組みであるならば、参加しやすさの必要性も比較的高い福祉や防災をテーマとした地域活動・市民活動(ボランティア)を基本とし、その様な仕組みづくりと運営を軌道に乗せるための支援に集中すべき。</p> <p>・費用対効果の改善が必要であり、普及啓発については手法・活動量含め大幅な見直しが必要。また仕組み作り等の支援は団体への補助金ではなく、比較的進みやすいモデル地域でパイロット的に金銭だけでなく人的な支援も含めた核づくりに集中、それを順次横への地域展開を図っていくべき。</p> |
| その他意見 |
| <p>地域活動・市民活動の組織・団体等の組織化の状況や、実態ある活動実績等の状況をモニタリングし、その地域カバー率等をどの程度の期間でどこまで引き上げるのか、そのためにはどのような課題があり、どの様に対応していくのかを次期総合計画には明確化すべきである。</p> |

【参考】基本施策に関連する予算事業の分析・評価(平成25年度事業評価における担当課評価)

| 関連 施策 | 事業 コード | 事業名 | 評価 | | | | | 点数 | 事業費決算額(千円) | |
|----------|-----------|-------------------------|-------------|-------------------|------------------|------------------|-------------------|-----|------------|---------|
| | | | 市民ニ ズの確認 | 市が実 施する必 要性 | 活動内 容の有 効性 | 執行方 法の効 率性 | 政策面 における 評価 | | H23年度 | H24年度 |
| 1-ア | 31105 | 民生児童委員事業費 | B | A | B | A | A | 80 | 8,028 | 7,970 |
| 1-ア | 31160 | 社会福祉関係事務費 | - | - | - | - | - | - | 1,662 | 1,285 |
| 1-イ | 31120 | 社会福祉奉仕活動事業補助金 | B | A | A | B | B | 70 | 6,288 | 8,720 |
| 1-イ、エ | 21010 | 市民活動支援事業費 | A | A | B | B | B | 70 | 30,388 | 42,845 |
| 1-ウ | 31160 | 社会福祉関係事務費 | - | - | - | - | - | - | 1,662 | 1,285 |
| 1-エ | 31160 | 社会福祉関係事務費 | - | - | - | - | - | - | 1,662 | 1,285 |
| 1-エ | 21305-3 | 災害対策事務費(防災ラジオ・洪水システム除く) | A | A | B | B | B | 70 | 98,117 | 81,975 |
| 1-オ | 31100 | 女性保護事業 | B | A | B | A | B | 70 | 481 | 511 |
| 1-オ | 32109 | 家庭児童相談室運営事業費 | A | A | B | A | B | 80 | 168 | 163 |
| 1-オ | 21000 | 男女共同参画推進事業費 | A | A | B | B | B | 70 | 776 | 1,196 |
| 1-キ | 52230 | 成年後見制度利用支援事業 | B | A | A | A | A | 90 | 78 | 51 |
| 1-カ | 21040 | 人権啓発事業費 | A | A | A | B | B | 80 | 1,205 | 1,030 |
| 1-ク | 31160 | 社会福祉関係事務費 | - | - | - | - | - | - | 1,662 | 1,285 |
| 1-ケ | 31105 | 民生児童委員事業費 | B | A | B | A | A | 80 | 8,028 | 7,970 |
| 1-ケ | 31110 | 相談所設置事業(結婚支援事業除く) | A | A | B | B | B | 71 | 5,253 | 4,896 |
| 1-コ | 31110 | 相談所設置事業(結婚支援事業) | B | B | B | B | B | 50 | 1,642 | 2,201 |
| 2-ア | 31400 | 福祉センター管理事業費 | A | A | A | - | A | 100 | 31,812 | 31,611 |
| 2-ア | 31340 | 老人福祉施設整備事業費 | A | A | A | A | A | 100 | 23,490 | 12,692 |
| 2-ア | 31345 | 老人福祉施設整備費補助金 | A | A | A | A | A | 100 | 35,830 | 34,726 |
| 2-ア | 31227 | 知的障がい者施設整備事業補助金 | A | A | A | A | A | 100 | 1,963 | 1,924 |
| 2-イ | 21600 | 総合交通対策事業費 | A | A | B | B | A | 80 | 271,212 | 218,607 |

| 集計 | 区分 | 個数 | | | | | 平均点 | H23年度 | H24年度 |
|----|----|----|----|----|---|---|-------|---------|---------|
| | A | 11 | 16 | 7 | 8 | 8 | 80.06 | 531,407 | 464,228 |
| | B | 6 | 1 | 10 | 8 | 9 | | | |
| | C | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | - | 4 | 4 | 4 | 5 | 4 | | | |